

転出される方のためのQ & A

浜田市役所 総合窓口課

Q 転入先での「転入届」はいつまでにすればよいですか。

A 新住所に住み始めた日(転入日)から14日以内に届け出ることになっています。この期間を過ぎても手続きはできますが、転入されたら早めに届け出をしてください。

なお、マイナンバーカードを所有している方で「転入届の特例」を選択された場合は、**転入日から14日後**、または転出届で届け出た転出予定日から**30日後のいずれか早い日までに届け出**をする必要があります。
(注) 日数計算は、いずれも該当日の翌日から起算します。

Q 転入届及びあわせて行う手続きの際に必要なものは何ですか。

A 「転出証明書」

- ・転出届をしたときに交付される書類です。
- ・マイナンバーカードを所有している方で「転入届の特例」を選択された場合は交付されません。

「マイナンバーカード」

カード面の追記欄に新住所が記載されます。

マイナンバーカードは、転入に伴う継続利用手続きがあります。読み取り装置にセットして数字4桁の暗証番号を入力することになります。e-Tax等で電子証明書機能を利用している方は、英数字6文字以上の暗証番号も入力することになります。

暗証番号が不明な方は、その旨を転入先市区町村役場の担当者にお伝えください。

「本人確認書類」

- ・窓口では本人確認があります。
- ・官公署が発行した写真付き書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)であれば1点、写真付きのものがない場合は2点(資格確認書と年金手帳など)必要です。
- ・本人以外が届け出をするときは、委任状が必要となる場合があります。
- ・外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書を必ずお持ちください。

「その他」

次の書類等があればお持ちください。

年金手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、

特別児童扶養手当証書、原付自転車のナンバープレート

(転出届の際の手続きで交付された書類)

介護保険受給資格証明書 など

◎ 手続きによっては認印が必要となる場合があります。

◎ お子様関係の手続きで、お子様の資格確認情報のお知らせもしくは資格確認書(健康保険証でも可)が必要となる場合があります。

(裏面に続く)

Q 転出証明書に記載されている異動日(転出日)を変更できますか。

A 転出証明書に記載されている「異動日」が「届出日」以降の場合は、転入届の「転入日」欄に変更したい日付を記入して届け出てください。

転出証明書に記載されている「異動日」が「届出日」よりも前の場合は、原則として変更できません。変更が必要な方は、転入先の市区町村役場でご相談ください。

Q 転出証明書に記載されている転入先住所を変更できますか。

A 実際の転入先住所が転出証明書に記載されている住所と相違することとなった場合、変更手続きは不要です。転入届には変更した住所を記入し、お手持ちの転出証明書をそのまま添付してお届けください。

Q 転出証明書を紛失しました。再交付してもらえますか。

A 無料で再交付しますので、浜田市役所へその旨をお届けください。

Q 転出をとりやめたい場合はどのような手続きが必要ですか。

A すみやかに浜田市役所へ「転出取り消し」の届け出をしてください。交付した転出証明書は回収させていただきますのでご持参ください。

Q 浜田市で印鑑登録をしていましたが、転出するとどうなりますか。

A 浜田市での印鑑登録は異動日(転出日)をもって抹消されます。必要な方は転入先の市区町村であらためて登録してください。

Q 転入届をすれば郵便物も新しい住所に届くようになりますか。

A 郵便局への住所変更届は別途必要です。届出用紙(専用はがき)を窓口等に置いてある市区町村もありますのでご利用ください。



転入届とあわせて行う各種手続きに必要な書類等は、市区町村ごとで若干異なる場合があります。

不明な点は、転入先の市区町村役場にあらかじめ電話等でお問い合わせのうえご準備ください。